役員等費用及び報酬支払規程

社会福祉法人　元気村

役員等費用及び報酬支払規程

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人元気村（以下「当法人」という）定款第 9 条及び第 24 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

（常勤役員等の報酬）
第２条　常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから、別表 1、別表 2、別表 3 の報酬は支給しない。ただし旅費等は実費で支給することができる。

（非常勤役員等の報酬）
第３条　非常勤役員等については、別表 1、別表 2、別表 3 に基づいて報酬等を支給することができる。

（理事長、副理事長の報酬）
第４条　理事長、副理事長については、各々、月額報酬 500,000 円の上限範囲内で支給することができ、その額については理事会において決定する。月額報酬として支給した場合は、別表 1、別表 2、別表 3 の報酬は支給しない。ただし旅費等は実費で支給することができる。また、月額報酬として支給しない場合は、別表 1、別表 2、別表 3 に基づいて支給することができる。

（報酬等の額の算定方法）
第５条　報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
１　理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合については、別表 1 により報酬及び旅費を支払うことができる。
２　法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び旅費を支払うことができる。
３　法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。
ア．　旅費は、実費を支給する。
イ．　業務遂行に必要な経費の実費を原則として支給できる。
ウ．　旅費は実情を考慮し、増額することができる。
エ．　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（決算賞与）
第６条　理事に対して、常勤非常勤を問わず、計算書類における経常増減差額が、黒字かつ当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲内で、経常増減差額の 5%を上限額とし、評議員会により定められた理事報酬の総額の範囲内で、決算賞与として支給することができる。その額については理事会において決定する。

（報酬等の上限額）
第７条　当法人の理事、監事及び評議員に対する、各年度における報酬等の上限総額は次のとおりとする。
全理事　　3,000 万円以内
全監事　　100 万円以内
全評議員　150 万円以内

（報酬等の支給方法）
第８条　理事長、副理事長に対する報酬等の支給については、毎月末日までとする。但し、当日土・日曜休日に当たるときは、その日前で最も近い土・日曜休日でない日に支給する。
２　非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、速やかに本人に直接その全額を支払う。
３　決算賞与の支給時期は、毎年７月とする。
４　報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
５　報酬等は、通貨により本人に（死亡により退任した者にあっては、その遺族に）支給する。ただし、本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできる。

（端数の処理）
第９条　この規定により、計算金額に１円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。

（公表）
第１０条　当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）
第１１条　この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改正）
第１２条　本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附　則
この規程は、平成１０年１０月　１日より施行する。
この規程は、平成１０年１２月１９日より適用する。
この規程は、平成２６年　２月１２日より適用する。
この規程は、平成２８年　４月　１日より適用する。
この規程は、平成２９年　３月２６日より適用する。
この規定は、平成２９年　６月２２日より適用する。